

雇用創造支援事業運営等業務委託仕様書

第1 委託業務名

雇用創造支援事業運営等業務

第2 趣旨及び目的

尼崎市では令和5年度を開始年度とした第6次尼崎市総合計画のうち「1.1. 地域経済・雇用就労」施策において、社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展を推進することで市民生活の向上をめざすことを目標に掲げ、雇用情勢などに柔軟に対応する支援策を進めています。市内企業の人手不足が深刻化している中で、求職者への的確な就労支援と、市内企業の人材確保を図るための取組として「雇用創造支援事業」を実施します。

第3 契約の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第4 委託業務の内容

合同企業説明会の企画・事前準備・当日の運営・広報宣伝業務一式

1 開催時期

令和8年7月から令和9年1月までの間で、大学生や専門学校生等の就職活動の動きや他の就活関連イベントの開催状況を把握する中で、最も効果的な時期に1回以上開催すること。

2 開催場所

尼崎市または近隣都市で、本事業の目的を達成できる、参加者の利便性を考慮した場所で開催すること。

3 参加対象者

企業ニーズの高い若年層（2027年・2028年卒業予定の大学生等を含む）を中心とする全年齢層の求職者

4 参加企業の募集及び決定

人手不足の市内企業を中心に幅広く募集し、様々な業種及び規模の企業を選定のうえ、開催にあたっては16社以上（2回以上実施の場合は、合計で16社以上）確保すること。ただし、最終的な参加企業の決定は尼崎市と協議のうえ行わなければならない。

5 会場設営等

上記2の開催場所において、参加企業数及び参加者数（100人目標）を収容でき、かつ企業ブースへの参加者の訪問、誘導が可能なレイアウトを工夫し、企業ブース等（システムパネル等）の設営・撤去、会場使用料（マイク等備品含む）の支出を行うこと。（企画提案書にレイアウト図案を必ず記載すること。）

なお、設営物等の基本的な仕様は以下のとおりとする。

(1) 企業ブース

企業ごとに背面に画鋲等で、参加企業のポスター等の掲示物を貼り付けることが可能なシステムパネル等の仕切りを設置すること。

また、ブース内には電源、Wi-Fi、テーブル、企業担当者用椅子数脚及び参加者用椅子数脚を用意するとともに、企業の社名看板を制作し設置すること。

(2) 就職相談ブース

尼崎市無料職業紹介窓口等の相談ブースを設けること。

相談ブースはプライバシーへの配慮が必要となるため、相談員1人に対して相談者が1人座って相談できるようなブースを2ブース設置すること。

また、相談ブース名看板を制作し設置すること。

(3) アマポータルの動画上映ブース

アマポータルに掲載されている企業PR動画を上映するブースを設けることとし、市内企業をよりPRできるコーナーとなるよう、創意工夫を行うこと。

(4) その他PRブース

上記(1)～(3)以外で、本市からの追加要請や提案事業者独自のブース等を設置する場合は、コーナーやブース名の看板を設置すること。

(5) 備品

イベント実施に必要なマイク等の備品を準備すること。

参考：令和7年度使用備品 マイク2本、ホワイトボード4台、BGM操作卓1台

(6) 参加企業への事前説明について

本事業に出展する企業向けに開催日前までに、本事業をより効果的に活用できるよう、実施運営方法、ブース装飾、下記5に記載する集客に向けた広報・宣伝方法等について詳しく説明するとともに、最新の就活トレンドや新卒大学生等の内定状況等を説明すること。説明に当たっては、集合形式・オンライン開催等、形式は問わない。

(7) 当日の運営について

当日の運営は、受託事業者を中心に行うこととし、会場設営や運営に十分足りうるスタッフを配置すること。また、参加者が出展企業ブースをスムーズに訪問でき、特定の企業ブースに偏りがでないよう運営方法の工夫や参加者へのアナウンスを行うこと。

(8) 求人情報の取りまとめ等について

参加者に示す各参加企業の求人情報の収集や整理及び求人票の作成にあたっての参加企業からの相談等については受託事業者にて行うこと。

6 集客に向けた広報・宣伝業務

本事業の実施にあたり、集客目標の達成に向けて、受託事業者のもつネットワークやノウハウを活用した効果的な情報発信（広報・宣伝）を行うこと。また、広報・宣伝媒体の選定

にあたっては、参加者の年齢層や居住地等に応じた訴求効果の高いものと共に、受託事業者自身が就活サイト等を運営している場合は、当該媒体において本事業の告知や参加企業の求人情報等の掲載を必ず行うこと。

【参考例】

- ・受託事業者の運営する就活サイト等による掲載
- ・SNS（メールマガジン、LINE、Xなど）、郵送等による告知
- ・公共交通機関を通じた広告
- ・大学や専門学校等へのチラシでの案内

7 受託者の独自提案事業の実施

集客目標（100人）を達成し、参加企業及び参加者（求職者）の満足度を高めて両者のマッチング機能を促進させるとともに、就職後の定着に向けた一助となるよう上記業務に加えて独自提案事業を実施すること。

【参考例】

- ・一定条件を満たした参加者（求職者）の履歴書用証明写真撮影
- ・求職者向けの就職・転職活動で必要な内容を学ぶ講座
- ・企業向けの採用能力向上に関する講座

(2) 開催予定場所

事業実施当日の会場内またはZoom等のオンライン上での開催とする。

(3) 参加対象者

上記イベントに参加する市内企業及び参加者

8 参加企業の内定・採用状況の把握について

合同企業説明会実施後から契約締結終了時まで、参加企業の内定状況及び採用状況の把握を行い、適宜尼崎市に報告すること。

第5 事業実施計画書及び実績報告について

- 1 それぞれの事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（情報発信を含む）を提出し、尼崎市と協議すること。
- 2 事業の終了後、1週間以内に参加者数等の速報値を報告すること。
- 3 事業の終了後、30日以内に事業実施報告書を提出すること。
- 4 参加企業及び参加者双方に対しアンケート調査を実施し、事業実施報告書と併せて尼崎市に報告すること。なお、アンケートの内容については、尼崎市と協議の上決定すること。

第6 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

第7 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結後、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

第8 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第3者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、本業務の一部について委託する場合は、あらかじめ尼崎市の承認を得なければならない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

第9 留意事項

1 秘密の厳守

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密（個人情報、企業に関する未公表の情報その他本業務の執行上の秘密）について、第三者に漏らし又は本業務の目的以外に使用してはならない。本業務委託期間終了後においても同様とする。

2 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市または第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

3 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

4 成果物に関する事項

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は尼崎市に帰属する。

5 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

6 特記事項

- (1) 事業実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- (2) 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。
- (4) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

以上